

判決年月日	平成２６年１２月２４日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２６年（行ケ）第１０１０３号		
○ 「固体麴の製造方法」という名称の発明につき、請求項３が進歩性を欠くとして、一部無効審判請求を成立とした審決は、誤りであるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条２項

（関連する権利番号等）特許第４８０１４４３号，米国特許１２０１３８５号，特開昭５１－７１９２号公報，特公昭３９－２０２１２号公報，実公昭４１－１１１７号公報

本件発明（特許第４８０１４４３号に係る特許の特許請求の範囲に記載された発明）は，固体麴の製造方法に関するものであり，種麴接種後，製麴原料が品温上昇するまで静置し，品温上昇後に間欠的に攪拌し，原料表面や原料外空中での菌糸の生育を抑制して前記製麴原料への菌糸の破精込みを活発にすることを特徴とするものである（訂正前の請求項の数７）。

審決（無効２０１２－８００１９６号）は，本件発明３と引用発明（米国特許１２０１３８５号〔甲３〕に記載された発明）の間に５つの相違点を認定した上で，本件発明３は，引用発明と技術常識に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法２９条２項により，特許を受けることができないと判断した。

争点は，進歩性判断の当否であり，具体的には，相違点の看過，容易想到性に関する判断の誤り等が問題となった。

本判決は，概要，以下のとおり審決の誤りを指摘し，審決を取り消した。

まず，相違点の看過については，審決が，相違点として，湿度調整の有無を認定しなかった点は誤りであるとした。

また，相違点判断については，甲３の記載から，「発芽準備」のためにドラムの回転を停止させている間に，製麴原料の一部が発芽しているとしても，品温が上昇していないか，十分上昇しているとは認められないにもかかわらず，審決が，引用発明では品温が上昇していることを前提としたのは，前提において誤りがあったとした。さらに，審決が周知技術とした温度管理や湿度管理は，本件発明３と異なる目的に利用されたり，異なる前提条件下で適用されたりするものであって，破精込みの種類に応じた具体的な温度管理や湿度管理ではなく，本件発明３においてその役割を果たし得ないとした。そして，菌糸の伸長の種類や程度は，製麴原料や麴菌の種類，それまでの製麴工程における諸条件，すなわち，製麴開始温度をどの程度に設定するか，攪拌をいつ開始するか（品温が既に上昇し

た状態で攪拌するか)、どの程度の早さで攪拌するか、どの程度の品温上昇があれば送風を開始するのか、具体的な送風をどのように行うか(湿度をどの程度に設定するか)などによって異なるものであり、何を課題にするかによって適正な条件の組合せは異なり、当該課題に適した組合せは、当業者が相当程度の試行錯誤なくして見出すことは困難であるところ、甲3には、突き破精を目的とし、そのために品温を上昇させてからドラムを回転させるということについての動機付けを見出すことはできないから、それまでの製麴工程における諸条件を変更して本件発明3と同様の熱交換となすことは、当業者といえども引用発明及び技術常識から当然に導き出せることではないとした。